

6 アフターコロナを見据えた雇用や人材育成への支援について

【厚生労働省】

長野県の状況

●アフターコロナを見据えた就業支援、学び直し（リカレント教育）の充実に向けた支援を実施

- ・好調傾向の事業者と業績が落ち込む事業者の二極化が進行。人手不足分野と人員過剰分野が混在し、「雇用の流動化」が求められる
新型コロナウイルス感染症の影響による解雇・雇止め状況 198事業所 2,574人（R4.3.18時点 長野労働局公表）
県内の有効求人倍率 1.45倍（R4.3分 長野労働局R4.4.26公表）
- ・技能検定における国の若年減免の対象者が、35歳未満のすべての受検者から25歳未満の在職者に縮小

取組

○ITスキル習得・再就職トータルサポート事業（デジチャレ信州）

- ・デジタル人材の育成を図るため、35歳以下の若者等で、IT関連分野で正社員就職を希望する者を対象に2か月のオンライン形式の職業訓練と再就職支援を一体的に実施
 - ・事業開始 令和4年度～
 - ・予算額 57,436千円（国補8/10）
※地域活性化雇用創造プロジェクト活用
令和4年度国庫補助額（内示額） 218,738千円



2か月間の集中支援

オンライン形式の職業訓練

キャリアコンサルティング

就職支援

職業紹介
・
マッチング

デジタル
人材育成

○「Jobサポ！（長野県就業支援デスク緊急就業サポート事業）」

- ・新型コロナウイルス感染症の影響等により職を失った方と人材が不足している事業者をマッチング
人材不足の業界に人材を提供し、人材のミスマッチの解消
- ・産業雇用安定センターとの企業情報共有による出向促進
⇒ 累計申込実績2,480名
累計就業実績963名（R4.3.31現在）



○技能検定実施事業（学生向け受検料助成）

- ・技能検定の受検手数料について、令和4年度から国の若年減免措置（技能向上対策費補助金）の対象外となる25歳未満の学生に対し、1人当たり9,000円の受検手数料を助成

課題

- 新型コロナウイルス感染症の影響による失業者を減らし、企業の人材不足の解消を図るため、失業者一人ひとりに寄り添った雇用の**マッチング支援**が引き続き不可欠
- 職業人生の長期化や働き方の多様化が進む中、労働者が産業技術や社会環境の変化に対応するとともに、労働移動を促進していくため、働く人の主体的な学び直し（リカレント教育）を推進する**取組が今後も必要**
- 雇用保険対象者に対しては、学びに対する手厚い支援が講じられている一方で、**雇用保険非対象者の学びに対する支援は手薄**
- 技能振興・人材育成につながる技能検定において、材料費の高騰や外国人技能実習生等の受検者減少に伴う検定料収入の減少により、検定の円滑な実施が懸念される中、**国の技能向上対策費補助金が縮小され、技能検定の確実な実施が困難**

【国の学び直しに対する支援】

	雇用保険対象者	雇用保険非対象者		
		パート・アルバイト（週20時間以内）	自営業・フリーランス	無職
在職中	教育訓練給付制度	求職者支援制度		
	訓練費用の助成（20%～70%）	<正社員への転職を目指す者> （月の収入が8万円以上） 無料の職業訓練 （月の収入が8万円未満） 無料の職業訓練 + 職業訓練受講給付金（月10万円）	<正社員への転職を目指す者> （月の収入が8万円以上） 無料の職業訓練 （月の収入が8万円未満） 無料の職業訓練 + 職業訓練受講給付金（月10万円） <現在の仕事のままスキルアップを目指す者> 支援制度が未整備	
失業中	公共職業訓練 失業手当 + 無料の職業訓練	無料の職業訓練 + 職業訓練受講給付金（月10万円）	<自営業・フリーランスを廃業した者> 無料の職業訓練 + 職業訓練受講給付金（月10万円）	無料の職業訓練 + 職業訓練受講給付金（月10万円）

※求職者支援制度の「職業訓練受講給付金」には本人の収入要件のほか世帯収入要件等あり

提案・要望

1 雇用のマッチングへの一層の支援

県独自の求職者と企業のマッチング支援が実施できるよう、国による財政支援を充実すること

2 学び直し（リカレント教育）のための環境整備の推進

多様な働き方を推進する観点から、雇用保険対象者と比べ手薄となっている雇用保険非対象者の学びに対する支援を強化すること

- ・ 失業中の者に対する求職者支援制度における「職業訓練受講給付金」の支給額の増額
- ・ 求職者支援制度の対象を仕事を続けながらスキルアップを目指す自営業者やフリーランスまで拡充
- ・ 通信教育やオンライン講座など、働きながらでも学びやすい講座の受講に対する助成制度を雇用保険非対象者に導入

3 未来の産業界を担う若年者の技能振興・人材育成に必要な取組への支援の充実

未来の産業界を担う若年者の技能振興を図るため、技能検定若年減免の対象範囲を令和3年度の水準（35歳未満のすべての受検者）に戻すとともに、技能検定を確実に実施するための技能向上対策費補助金の確保を図ること